

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、予算示達がなされることを条件とします。

平成30年5月25日

分任支出負担行為担当官

名護防衛事務所長 小長 大輔

1 工事概要

- (1) 工事名 シュワブ(H30)既設建物解体工事（その1）
- (2) 工事場所 キャンプ・シュワブ内
- (3) 工事内容 本工事は、キャンプ・シュワブ内における以下の施設の解体工事を行うものである。

1	隊舎	解体	(RC-4 / 延べ床面積 5,720㎡)
2	ゴミ置き場	解体	(CB 一式)
3	チラー置場	解体	(CB 一式)
4	洗い場	解体	(CB 一式)
5	オイルタンク	解体	一式
6	変電設備	解体	一式

なお、詳細については、特記仕様書による。また、ここに記載の内容が、特記仕様書等と異なる場合には、特記仕様書等を優先するものとする。

- (4) 工期 平成31年6月30日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局名護防衛事務所に承諾願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築工事一式工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3の等級・総合審査数値欄の点数）が 760～990点未満 であること。

- (5) 平成15年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で2階建て以上、1棟当たり延べ床面積500㎡以上の建物解体工事を施工した実績を有すること。(解体工事単体契約でなくても良い。)
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除くこと。
また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。ただし、専任でなくてもよい。
- ア 一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- イ 以降入札公告日までに次に示す工事の経験(同種工事の着工から完成までの期間のうち、1/2以上従事)を有する者であること。
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で2階建て以上、1棟当たりの延べ面積200㎡以上の建物解体工事の施工経験を有すること。(解体工事単体契約でなくても良い。)
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者等にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 沖縄防衛局が発注した 建築工事一式工事 のうち、平成27年度以降平成28年度までに完成・引渡しを完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 沖縄県北部地域内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
なお、沖縄県北部地域とは、「名護市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、東村、伊江村、伊平屋村、伊是名村」をいう。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして欠格とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-2171 沖縄県名護市字辺野古1007-145

沖縄防衛局名護防衛事務所総務課

電話 0980-50-0370

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所等

- ア 交付期間 平成30年5月25日 から 平成30年7月18日 まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで、平成30年7月18日 は正午まで。
- イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<http://www.dfeg.mod.go.jp>
- ウ 交付の方法 全て、電子データで交付を行う。
文書類等 PDF（Acrobat 11形式以下）
申請書類 Excel（Ver2010形式以下）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
- エ 使用条件 ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。
- オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）データを保存するために必要な、CD-ROM（未使用のもの）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（書留分・日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

- ア 提出期間 平成30年5月25日 から 平成30年6月7日 まで（行政機関の休日を除く）の毎日、午前9時から午後6時まで。
平成30年6月7日 は正午まで。
紙入札方式による場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。平成30年6月7日 は正午まで。
- イ 提出場所 紙入札方式による場合は、(1)に同じ。
- ウ 提出方法 電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、申請書及び技術資料が資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。
紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送

(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)すること。

(4) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成30年7月10日 から 平成30年7月12日 まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。

ただし、平成30年7月12日 は正午まで。

紙入札方式による場合は、平成30年7月12日 午前9時から正午まで。

イ 提出場所 紙入札方式による場合は、(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 平成30年7月19日 午前 10時30分

イ 開札場所 沖縄防衛局名護防衛事務所 入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁沖縄防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁沖縄防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

- (8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 契約書作成の要否 要。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (15) 一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (16) 詳細は、入札説明書による。